

愛知県保険医協会 学生会員ニュース No.46

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市中区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ：https://aichi-hkn.jp/

e-mail：aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

まだまだ暑い日が続きますが、朝晩は過ごしやすくなりました。日暮れが早くなったことや虫の音にも秋の訪れを感じます。一日の気温差が大きくなるこの時期、体調管理には十分気をつけたいものです。

医療従事者の長時間労働や研修医の過労死問題などが社会問題化している昨今、今回は勤務医の労働時間について考えてみましょう。

【月300時間の残業も可能？ 勤務医の労働時間を考える】

9月7日、国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）が、勤務医や看護職員の時間外労働を「月300時間」まで可能にする労使協定を結んでいることが報道されました。国の過労死ラインの目安である「月100時間」の3倍にあたる長さです。

労働基準法では原則として、1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて労働させること（時間外労働）、1週1日の法定休日に労働させること（休日労働）が禁止されています。しかし、労働基準法第36条に例外規定があり、労働者と会社・病院等で書面による協定（「36協定(サブロクキョウテイ)」と言います）を結び、労働基準監督署長に届け出た場合は、時間外労働（残業）や休日労働をさせることができます。その場合は、規定の割増賃金（残業手当）を支払わなければなりません。

36協定で定める残業時間については上限（月45時間）が定められていますが、臨時的に特別な事情がある場合は上限を超えて働かせることが可能となっており、国立循環器病研究センターのように、長時間の残業をさせることができます。

9月8日には厚労省が「働き方改革推進法」要綱を示しました。残業時間の上限を定めるものの「月100時間」などと過労死ラインの残業を容認。しかも勤務医については、法施行日から5年間は不適用、5年経過後も条件付適用となっています。

医師・歯科医師は、人の命と健康に直接関わることから、責任が重くミスが許されないなど、過度の緊張が求められており、ストレスの高い職業です。長時間労働を強いられれば医師自身の健康を害するだけでなく、医療の質の低下をきたし医療安全を脅かすことになります。勤務医の労働条件の改善を早期にはかるべきです。

しかし「法律をすべて守っていたら病院の経営が成り立たない」という声もあります。実際、労働基準監督署の立ち入り調査が入った病院では、勤務医の労働時間を短縮するために土曜日の外来を廃止、夜間の人員配置を縮小するなどし、患者・家族からクレームが出ているといえます。

保険医協会は、患者・国民に安全・安心で必要な医療を提供するために、健康保険から医療機関に支払われる診療報酬を大幅に引き上げること、医師や看護師などを国の責任で大幅に増やすことを要求しています。



11月4日・5日 名市大“川澄祭”に「保険医協会ブース」を出します!

11月3日～5日に開催される名古屋市立大学医学部・看護学部の「川澄祭」。昨年から「保険医協会ブース」をしています。川澄祭は、ステージでの企画や模擬病院の企画等見どころ盛りだくさんです。下記の時間帯で模擬店のコーナーにブースを出します。お茶やお菓子なども用意していますので、お気軽にお立ち寄りください。

『保険医協会ブース』※学生会員等のPRを行います。

◎11月4日・5日 午前10時～午後3時

※ブースには保険医協会の事務局員が常駐します。

12月23日「新専門医制度」の学習会を開きます!

来年4月から新専門医制度がスタートします。制度の概要や問題点等について、わかりやすく解説します。お気軽にご参加ください。

『新専門医制度学習会』

◎と き：12月23日(土・祝) 午後5時～午後7時

◎ところ：愛知県保険医協会伏見会議室

(名古屋市中区錦1丁目13-26 名古屋伏見スクエアビル9階)

◎講 師：愛知県医師会理事 伊藤健一氏

※資料準備の都合上、参加される場合は下のフォームでご連絡ください。

FAX：052-834-3512

E-mail：aichi-hkn@doc-net.or.jp

お名前	
ご連絡先	住所 TEL 又は E-mail
◎学習会への参加申し込み、ご意見・質問、取り上げて欲しい話題等、何でもご記入ください。	